

日本ソフトボール協会 公認指導者規定

第1条 本規定は、財団法人日本ソフトボール協会寄附行為に基づき定める。

第2条 目的

財団法人日本ソフトボール協会は、ソフトボールの基礎的なスポーツ技術や、一般的な身体活動の指導を行う指導者並びに専門的な指導及び競技力向上のためスポーツ指導者を育成し、国民の健康と体位向上に寄与することを目的とする。

第3条 指導者の種類

- 1 文部科学大臣認定「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」の地域スポーツ指導者(C級・B級・A級スポーツ指導員)
- 2 文部科学大臣認定「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」の競技力向上指導者(C級・B級・A級コーチ)
- 3 日本ソフトボール協会準指導員
- 4 日本ソフトボール協会 1種・2種・3種公認指導者

第4条 指導者の養成

1 養成

(1) 講習会

A. 地域スポーツ指導者

(C級) 共通科目7科目/40時間(通信講座)日本体育協会がNHK学園と提携して実施

専門科目3科目/40時間(集合講習)都道府県ソフトボール協会が実施

(B級) 共通科目7科目/20時間(集合講習・通信講座)都道府県体育協会が実施

専門科目3科目/40時間(集合講習)都道府県ソフトボール協会が実施

(A級) 共通科目7科目/20時間(集合講習・通信講座)日本体育協会が実施

専門科目3科目/40時間(集合講習)日本ソフトボール協会が実施

B. 競技力向上指導者

(C級) 共通科目8科目/150時間(集合講習・通信講座)日本体育協会が実施

専門科目3科目/350時間(集合講習・通信講座)日本ソフトボール協会が実施(実技・指導実習)日本ソフトボール協会が実施

(B級) 共通科目8科目/78時間(集合講習・通信講座)日本体育協会が実施

専門科目3科目/175時間(集合講習・通信講座)日本ソフトボール協会が実施(実技・指導実習)日本ソフトボール協会が実施

(A級) 共通科目8科目/76時間(集合講習・通信講座)日本体育協会が実施

専門科目3科目/175時間(集合講習・通信講座)日本ソフトボール協会が実施(実技・指導実習)日本ソフトボール協会が実施

(A級) 共通科目8科目/76時間(集合講習・通信講座)日本体育協会が実施

専門科目3科目/175時間(集合講習・通信講座)日本ソフトボール協会が実施(実技・指導実習)日本ソフトボール協会が実施

(A級) 共通科目8科目/76時間(集合講習・通信講座)日本体育協会が実施

専門科目3科目/175時間(集合講習・通信講座)日本ソフトボール協会が実施(実技・指導実習)日本ソフトボール協会が実施

C. 準指導員

専門科目3科目/40時間(集合講習)日本ソフトボール協会が主催、都道府県ソフトボール協会(複数都道府県で実施の場合は、メイン都道府県ソフトボール協会が主管)が実施

専門科目3科目/40時間(集合講習)日本ソフトボール協会が主催、都道府県ソフトボール協会(複数都道府県で実施の場合は、メイン都道府県ソフトボール協会が主管)が実施

(2) 講習内容

A. 地域スポーツ指導者(C級・B級・A級)

共通科目 (1) 社会体育概論

(2) スポーツ心理学

(3) スポーツ経営学

(4) スポーツ生理学

(5) スポーツ医学

(6) スポーツ指導論

(7) 地域におけるスポーツ行政

専門科目 (1) 種目の特性に応じた基礎理論

(2) 実技

(3) 指導実習

次ページへ続く

B. 競技力向上指導者（C級・B級・A級）

- 共通科目 (1) 社会体育概論
(2) スポーツ心理学
(3) トレーニング科学
(4) スポーツ医学
(5) スポーツと栄養
(6) スポーツ指導論
(7) 地域におけるスポーツ行政
(8) 研究協議等

- 専門科目 (1) 種目の特性に応じた基礎理論
(2) 実技指導
(3) 指導実習

C. 準指導員

- 専門科目 (1) 種目の特性に応じた基礎理論
(2) 実技
(3) 指導実習

第 5 条 検定・審査

講習に基づく検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

(地域スポーツ指導者)

- (1) 共通科目における検定は(検定課題：C級, 筆記試験：B級, 論述試験：A級)による判定とし、財団法人日本体育協会指導者育成専門委員会において審査する。
- (2) 専門科目における検定は、技能検定を筆記試験を加えた総合判定とし、日本ソフトボール協会の指名する各都道府県ソフトボール協会技能検定員の判定を、日本ソフトボール協会専門科目検定委員会(部会)において審査する。
- (3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を
「公認C級スポーツ指導員養成コース修了者」
「公認B級スポーツ指導員養成コース修了者」
「公認A級スポーツ指導員養成コース修了者」
として認める。

※免除措置適用者における検定については、別に定める。

(競技力向上指導者)

- (1) 共通科目における検定は、筆記試験及びレポート評価の総合判定とし、財団法人日本体育協会において審査する。
- (2) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験を加えた総合判定とし、日本ソフトボール協会の専門科目検定委員会(部会)において審査する。
- (3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を
「公認C級コーチ養成コース修了者」
「公認B級コーチ養成コース修了者」
「公認A級コーチ養成コース修了者」
として認める。

※免除措置適用者における検定については、別に定める。

(準指導者)

- (1) 技能検定を主体に筆記試験を加えた総合判定とし、日本ソフトボール協会の指名する各都道府県ソフトボール協会技能検定員の判定を、日本ソフトボール協会専門科目検定委員会において審査する。
- (2) 検定に合格した者を「準指導員修了者」として認める。また併せて満20歳に達し、「地域スポーツ指導者・初級(C級スポーツ指導員)」の受験の出願することによって同専門科目修了者として認定される。

次ページへ続く

第 6 条 受講資格

(地域スポーツ指導者)

(1) 公認C級スポーツ指導員

- ① 受講する年の4月1日現在、満20歳以上の者。
- ② 地域において、スポーツ活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で実際の指導に当たっている指導者及びこれから指導者になろうとする者。

※ 財団法人日本体育協会公認スポーツ指導員資格保有者の移行措置については別に定める。

(2) 公認B級スポーツ指導員

- ① 原則として、C級スポーツ指導員資格取得3年以上(既存資格を含み、指導実績等により短縮されることがある)の指導実績を有する者。

ただし、大学の体育学関係の学部・学科又は教育系大学(学部)体育専攻等を卒業した者であっては、C級スポーツ指導員資格取得後1年を経ての受講を認めることが出来るが、受講を開始する年の4月1日現在、満23歳以上の者とする。

(講習・試験等の免除規定は、別に定める)

(3) 公認A級スポーツ指導員

- ① 原則として、B級スポーツ指導員資格取得5年以上(既存資格を含み、指導実績等により短縮されることがある)の指導実績を有する者。

(講習・試験等の免除規定は、別に定める)

(競技力向上指導者)

(1) 公認C級コーチ

- ① 受講する年の4月1日現在、満22歳以上で、下記事項に該当する者。
- ② 相当の指導実績又は競技歴を有し、都道府県体育協会・都道府県ソフトボール協会が推薦し、日本ソフトボール協会が認めた者。
- ③ 相当の指導実績又は競技歴を有し、将来我が国の中心的指導者になり得る者として、日本ソフトボール協会が特に指名した者。
- ④ その他、日本ソフトボール協会の定める事項。

(2) 公認B級コーチ

- ① 原則として、C級コーチ指導員資格取得3年以上(既存資格を含み、指導実績等により短縮されることがある)の指導実績を有する者で、日本ソフトボール協会が認めた者。ただし、大学の体育学関係の学部・学科又は教育系大学(学部)体育専攻等を卒業した者であっては、C級コーチ指導員資格取得後1年を経ての受講を認めることが出来る。

- ② その他、日本ソフトボール協会の定める事項。

(3) 公認A級コーチ

- ① 原則として、B級コーチ指導員資格取得5年以上(既存資格を含む)の指導実績を有する者で、日本ソフトボール協会が特に認めた者。

- ② その他、日本ソフトボール協会の定める事項。

(準指導員)

(1) 準指導員

- ① 受講する年の4月1日現在、満18歳以上の者。
- ② 地域において、スポーツ活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で実際の指導に当たっている指導者及びこれから指導者になろうとする者。

第 7 条 認定及び登録

(地域スポーツ指導者)

各級の共通科目及び専門科目の検定に合格した者に「修了証明書」を発行し、その後指導者登録を完了した者を、文部科学大臣認定「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」における地域スポーツ指導者・初級/中級/上級として認め、財団法人日本体育協会公認C級/B級/A級スポーツ指導員として「認定証」及び「登録証」を交付する。

なお、登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限内に、財団法人日本体育協会、あるいは日本ソフトボール協会の定める研修を受けなければならない。

次ページへ続く

(競技力向上指導者)

各級の共通科目及び専門科目の検定に合格した者に「修了証明書」を発行し、その後指導者登録を完了した者を、文部科学大臣認定「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」における競技力向上指導者・初級/中級/上級として認め、財団法人日本体育協会公認C級/B級/A級コーチとして「認定証」及び「登録証」を交付する。

なお、登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限内に、財団法人日本体育協会、あるいは日本ソフトボール協会の定める研修を受けなければならない。

(準指導員)

準指導員の専門科目の検定に合格した者に「受講証明書」を発行し、その後、登録を完了した者を日本ソフトボール協会準指導員として「認定証」・「準指導員証」及びワッペンを交付する。また、併せてC級スポーツ指導員専門科目修了者として認める。

よって、C級指導員共通科目40時間(NHK学園による通信講座)を受講・受験し、合格することにより、改めてC級スポーツ指導員として認定される。また、C級スポーツ指導員への移行猶予期間は、準指導員資格取得年度を含め4年間とし、以後の資格登録の継続は認めないものとする。

※上記取得年度とは、初回登録年度をいう。なお、登録による資格の有効期限は、1年間とし、資格更新者は毎年4月末日までに都道府県ソフトボール協会を経て、更新申請書に年度登録料を添えて日本ソフトボール協会へ登録更新をしなければならない。

第8条 旧資格の登録更新

(日本ソフトボール協会1種・2種・3種公認指導者)

毎年度の登録とし、資格更新者は毎年4月末日までに都道府県ソフトボール協会を経て、年度登録料を添えて日本ソフトボール協会へ登録更新をしなければならない。

第9条 資格の喪失

公認指導者が、次の各項のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- 1 1種・2種・3種公認指導者の年度更新をしなかった者。
- 2 準指導員の年度登録をしなかった者。併せて、初回登録年度を含めた4年間で、文部科学大臣認定「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」の地域スポーツ指導者(C級スポーツ指導員)への移行を行わなかったもの。
- 3 公認指導者として不相当と認められた者。

付 則	1 昭和61年 3月 1日 制定・施行
	2 平成 3年 4月 1日 改正・施行
	3 平成 3年 9月 2日 一部改正
	4 平成 4年 4月 1日 改正・施行
	5 平成 6年12月12日 一部改正
	6 平成10年 4月 1日 改正・施行
	7 平成12年 5月16日 一部改正
	8 平成13年 4月 1日 一部改正
	9 平成15年 2月 2日 一部改正

なお、公式試合の出場資格については、大会要項に記載する。

※大会要項記載事項

平成10年4月1日改正・施行より、公式試合の出場に当たっては、指導者規則第3条1・2・3・4の有資格者がいなければならない。

また、公式試合の出場に当たっては、競技委員長が資格を確認しなければならない。

ただし、暫定措置として、都道府県ソフトボール協会が実施する指導者対象講習会を受講し、修了した者に受講修了証を発行し、その受講修了証(写し)をもって出場することができる。

公式試合出場時には、大会参加申込書に受講修了証(写し)を添付し、競技委員長が資格の確認を行う。

なお、上記の暫定措置については、有効期限を1年間とし、継続的に指導者資格を必要とする場合は、指導者規則第3条1・2・3を取得することが望ましい。

以上